

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 弁護士に報酬を支払う場合

Q : 当社では、今年度、ある係争事件の処理を、その専門分野の弁護士に依頼しました。先日この弁護士から請求書が届きましたが、遠方の先生であったため、報酬のほか旅費や宿泊代も含まれていました。このような場合、旅費や宿泊代は実費相当額ですので、報酬部分についてだけ源泉徴収すればよいのでしょうか？

A : 報酬だけでなく、旅費や宿泊代も含めた全額について源泉徴収する必要があります。

【解説】

報酬・料金等の支払をする者は、その報酬・料金等を支払う際に所得税を源泉徴収し納付することとなっています。この場合、源泉徴収の対象となる報酬の範囲に、旅費や宿泊代等が含まれるのかどうかというのがご質問の内容かと思えます。

給与所得者が使用者から支払を受ける旅費については非課税の取扱いがありますが、弁護士など報酬、料金等の支払を受ける者が支出する旅費や宿泊代については、その収入を得るための必要経費として確定申告の際に控除される性質のものですから、源泉徴収について非課税の適用はありません。したがって、旅費や宿泊代も含めた全額について源泉徴収する必要があります。

ただし、旅費や宿泊代を弁護士に支払わず、貴社が直接交通機関やホテル等に支払う場合には、その金額が通常必要であると認められる範囲内のものであれば、源泉徴収しなくても差し支えないことになっています。

